

常滑市都市公園における行為の許可基準について

行為内容	名称	申請者区分		
		地方公共団体 例：市、県、小中学校、 保育園こども園	地元団体等 例：行政区、町内会、子ども会 公共的団体 例：市体育協会、市文化協会	一般（左記以外）
物品販売、募金等 例：バザー、マルシェ、 キッチンカー、署名活動	許可区分	許可		原則、不許可※1
	料金	免除		-
業としての写真又は映画の撮影等 例：各種メディアの撮影、 カメラマンによる個人撮影、 会費を徴する写真撮影	許可区分	許可		日時、内容等により許可 ※一度ご相談ください。
	料金	免除		有料
興行 例：入場料を徴収する芸能 ストリートライブ	許可区分	許可		原則、不許可※1
	料金	免除		-
独占的利用※2 競技会、展示会等の催しのため公園の全部または一部を独占的利用 例：スポーツ大会、イベント、祭礼、物販販売を伴わない展示会	許可区分	許可		以下の公園のみ許可 桧原公園 大和公園 朝陽ヶ丘公園 りんくう駅北広場 とことこ公園
	料金	免除		有料
スポーツ教室	許可区分	許可	不許可	
	料金	免除	-	

上記の表より許可となる場合でも、公園内行為許可申請をお願いします。ご不明点は、都市計画課へご相談ください。

※1 常滑市・常滑市教育委員会・愛知県・愛知県教育委員会のいずれかの後援または協賛があれば可